

若手会員によるリハビリテーション連携科学に資する研究の促進に関わる助成事業内規

## 1. 目的

医療、福祉、教育、職業領域等の様々な現場でリハビリテーション連携に関わる実践が行われている。これらの実践をもとに、連携を科学的に理論化し、体系化していくことがリハビリテーション連携科学に求められている。これまで、連携の実践に関する成果については、本学会の学会誌の掲載論文や学術集会発表等で、かなりの蓄積があるが、連携を実証的な研究に基づいて科学的に分析し、整理していく取り組みに関しては、連携という課題の複雑さもあり、これまで十分な研究が行われにくかった。このことに加えて、今日では、地域包括ケアの推進を含んだ地域共生社会の構築を目的にした政策が強く意識され、その点で、リハビリテーション連携科学の推進は時宜にかなったものである。

本学会においては、リハビリテーション連携科学の推進と若手会員の研究の推進の2点を目的として、本研究助成事業を行い、本学会のさらなる発展と活性化を図るものとする。

## 2. 内容

### (1)助成対象等

・助成対象は、研究代表者が、申請時において本学会の正会員として2年以上で、申請時の当該年度の学会年会費を納入している者であり、かつ、申請日時点で40歳以下である者または博士の学位を有してから8年以内の者とする。

### (2)助成金額と採用予定件数

- ・助成額は、個人もしくは共同による研究1件につき15万円を上限とする。
- ・採用予定は、年2件までとする。

### (3)助成期間

- ・申請年度の翌年度のはじめの4月から年度の終わりの3月までの1年間を助成年度とする。
- ・申請する研究期間に関しては原則1年間とする。研究を継続する場合は、新規に申請する場合と同様に改めて申請を行う。継続研究に関しては1年を限度とする。

### (4)申請の受理

・申請にあたっては、所定の様式（様式1）を学会ホームページからダウンロードし、記入する。申請窓口は研究推進委員会事務局であり、申請書を、研究推進委員会事務局に提出する。申請が所定の手続きにより受理された場合、その旨、研究推進委員会事務局が申請者に連絡する。

#### (5)申請期限

・申請年度の1月末日必着とし、審査の結果については、研究推進委員会事務局から当該年度内に、申請者宛に通知する。

#### (6)審査

・助成の認可は、申請者より提出された当該申請書に基づき、研究推進委員会の下で、選考委員会を組織し選考を行う。選考委員会の選考結果をもとに、日本リハビリテーション連携科学学会常任理事会で審議し承認する。

#### (7)助成対象項目

・物品費、旅費、人件費・謝金、その他の領収書を伴う項目である。執行のルールは、原則として、学術振興会・科学研究費助成事業に準ずることとする。

※日本学術振興会「科学研究費助成事業—科研費 研究者使用ルール（交付条件）」

(参照) <http://www.jsps.go.jp/>

#### (8)助成金の支払い

・申請が承認された場合、当該申請者に対しての請求書（様式2）にて指定された口座に学会事務局より原則申請年度の翌年度の4月中に当該助成金を振り込むこととする。

#### (9)研究報告

・事後の報告は、助成年度の次年度の4月末までに、本事業の研究報告書（様式3）、出費明細書（様式4）および当該領収書の写しを研究推進委員会事務局に提出する。なお、助成金を所属先組織等で管理するため申請者の手元に領収書が残っていない場合は、領収書の写しに代えて、当該組織の会計報告等による提出を可能とする。

### 3. 研究助成の決定

・研究推進委員会の下で、選考委員会を組織し、審査を行う。常任理事会の承認を得て、応募者に結果を通知する。

・選考基準は以下の通りである。

- 1)研究の目的と研究助成の目的との整合性、研究の先駆性、独創性
- 2)研究計画の具体性と研究経費の妥当性
- 3)期待される研究成果の具体性と発展性、社会的有用性
- 4)研究の倫理的な適切性

### 4. 研究発表の義務

・当該助成を受けた場合は、原則として助成を認可された後3年以内に本学会の学術大会

において発表する。

#### 5. その他

・申請された研究とかなり異なった研究報告および出費内容となった場合、当該助成を行わない場合がある。また、前項4で示した研究発表ができなかった場合、任意の書式にてその理由を記載した文書を研究推進委員会事務局に提出する。当該文書の提出がなされない場合、もしくは内容に正当性がみられない場合、助成金の返却を指示する。

・本助成の支給にあたっては、他団体の研究助成と並行して申請することができる。その場合、(様式1)の所定欄にその旨の記載をする。

#### 付則

- 1 本内規は、2021年2月1日より施行する。(2021年1月18日、理事会承認)
- 2 2023年11月8日一部改正。(2023年11月8日、理事会承認)